

## よくあるご質問について（Q & A）

### 1. 自動車登録番号及び車台番号の明示について

Q 1. なぜ自動車登録番号と車台番号の両方の明示が必要なのでしょう？

A. 車台番号を知り得る方は、一般的に自動車の所有者・使用者やこれらの方と取引関係にある方等に限定されることから、自動車登録番号及び車台番号を求めることにより、登録情報の悪用の防止を図ることを目的としております。

Q 2. 自動車登録番号しかわかっていないのですが、車台番号の下7桁がわからなければ請求できないのですか？

A. 請求できません。

Q 3. 車台番号だけでは請求できませんか？

A. 請求事由により、自動車登録番号を明示することができないことが止むを得ないと確認できる場合には、車台番号だけの請求はできますが、車台番号の全桁の明示が必要です。

Q 4. 請求者が所有者本人であっても、自動車登録番号だけで請求できないのですか？

A. 自動車登録番号だけでは請求できません。所有者本人であっても、自動車登録番号と車台番号（下7桁）の明示が必要です。

Q 5. 車台番号が7桁未満の自動車の場合、請求書にはどう記載するのですか？

A. 例えば、車台番号が6桁しかない場合は、その6桁を記載して下さい。

Q 6. 車台番号が「ABC-123456」のような場合、請求書にはどう記載すればよいですか？

A. 「-123456」と記載して下さい。

Q 7. 車台番号が「東12345東」（職権打刻がされている車両）のような場合、請求書にはどう記載すればよいですか？

A. 「東12345東」と記載して下さい。

## 2. 本人確認について

Q 8. 本人確認のために必要な書類はどのようなものがありますか？

A. 個人情報保護のため、登録事項等証明書を請求する者の本人確認を厳格に行うという観点から、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書などの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき、官公庁が発行する氏名及び住所が記載された各種証明書の提示が必要となります。

このほか、提示していただく各種確認書類としては、例示したもの以外にも同様なものがあると思われますので、その場合は最寄りの運輸支局等の窓口にお尋ね下さい。

Q 9. 会社発行の身分証明書（顔写真付き）の提示でもよいですか？

A. 今般の改正により、請求に来られた個人での本人確認を行うこととしており、民間会社発行の身分証明書は認めないこととしております。

Q10. 有効期間の切れている本人確認書類は認められますか？

A. 有効期間の切れているものは、本人確認のための証明とは認められません。

## 3. 請求理由の明示について

Q11. 請求書の「請求事由」欄にはどのように記載すればよいですか？

A. 登録事項等証明書の交付請求にあたっては、様々な請求事由が考えられますが、例えば、所有者の確認のために必要とする場合には、何のために所有者の確認が必要なのか具体的な理由（例えば、「売買契約を締結するにあたって、当該車両の所有者を確認する必要があるため」等）を記載して下さい。

Q12. 請求事由を記載しなかったり、「何のために必要なのか」を記載しなくても受理されますか？

A. 受理できません。また、盗難やストーカー行為などの不当な目的に使用される恐れがある場合や個人のプライバシー侵害の恐れがある場合には受理できません。

#### 4. 所有者本人による請求について

Q13. 使用者本人からの請求は、なぜ請求事由が必要なのですか？

A. 所有権の公証は所有者のみなので、使用者は第三者と同様に請求理由が必要としました。

Q14. 過去の所有者の請求は、請求事由が必要ですか？

A. 現在のファイル上の所有者のみ請求事由がなくてもよいとしているので、この場合は必要です。

#### 5. 行政書士による請求について

Q15. 行政書士として請求する場合はどのように行うのですか？

A. 行政書士本人が請求にお越しになる場合は、日本行政書士会連合会発行の行政書士証票を提示していただきます。

なお、氏名及び事務所所在地が確認できる各都道府県行政書士会発行の会員証であっても差し支えないこととしています。

また、使者として補助者がお越しになる場合には、各都道府県行政書士会発行の補助者証で本人確認を行うこととしております。

Q16. Q15 の場合、OCRシートの記載方法はどのようにすればよいですか？

A. ①「請求者氏名」欄には、行政書士〇〇〇〇と、「請求者住所」欄には行政書士事務所所在地を記載して下さい。

②「本人確認書類」欄には、「その他」欄にレ点を記載した上で、窓口を訪れた方が行政書士本人の場合には「行政書士証票」を、補助者の場合は「補助者証」及び「当該補助者の氏名」を記載して下さい。

## 6. 郵送による請求について

Q17. 郵送請求をしたいのですが、どのようにすればよいですか？

A. 郵送の場合は、OCRシート（3号様式）、手数料納付書（必要な自動車検査登録印紙を貼付）、郵送料（郵便切手）、氏名及び住所が記載された本人確認のために必要な書類（運転免許証等）を複写機により複写したもの及び郵送により請求される方の住民票の写し等が必要となります。

なお、住民票の写し等は交付請求をする日前30日以内に作成されたものが必要ですが、「交付請求をする日」とは、当該交付請求の郵送による消印の日をもって判断することになります。

※「住民票の写し」とは、市区町村長が発行する証明書類の原本のことであり、複写機により複写した書類のことではありません。

## 7. その他

Q18. 法改正前の外国人登録証明書、外国人登録原票の写しは使用できますか？

A. 外国人登録証明書は、次に掲げる日まで在留カード又は特別永住者証明書とみなされ引き続き使用可能です。

①在留カードとみなされる期限（中長期在留者）

永住者は平成27年7月8日、それ以外の者は在留期間の満了日。ただし、平成24年7月9日に16歳未満の場合で16歳の誕生日の方が早いときは、当該誕生日。

②特別永住者証明書とみなされる期限（特別永住者）

外国人登録証明書に記載されている旧外国人登録法に基づく次回確認（切り替え）申請期間の始期である誕生日又は平成27年7月8日のいずれか遅い日。ただし、平成24年7月9日に16歳未満の場合は16歳の誕生日。

（例）旧外国人登録法に基づく次回確認（切り替え）申請期間が「2019年4月1日から30日以内」の方であれば、「2019年4月1日」までが有効期限となります。また、申請期間が2012年7月9日から3年以内に到来する場合は、2015（平成27）年7月8日までです。

外国人登録原票の写しは、作成された日から起算して30日を経過する日までの間は、使用可能です。